

主任介護支援専門員の資格の更新と研修について

主任介護支援専門員の有効期間について

主任介護支援専門員研修（以下「主任研修」）の修了年月日から5年間です。

※平成28年度からの主任研修修了証明書には、有効期間が記載されます。

主任更新研修について（※一部変更になっています。）

※受講条件を満たしている方が受講できます。

※主任介護支援専門員の有効期間満了のおおむね2年以内の方が対象です。

主任更新研修を受講・修了すれば、主任介護支援専門員の有効期間が更新されます。

また、介護支援専門員の更新に関わる研修（専門研修・更新研修）の受講が免除されます。

留意事項【主任更新研修修了者の専門員証の有効期間について】

主任更新研修を修了した場合、専門員証の有効期間は原則として、主任更新研修修了証明書の有効期間に置換えて交付する（以下「置換交付」）こととなりました。また、置換交付を希望しない場合は、主任更新研修受講時に配布する様式にて申出た場合は、置換交付をしないことが可能です。（置換交付を希望されなかった場合は、以降、主任更新研修修了証明書の有効期間と専門員証の有効期間と把握しながら研修の申込み等を行ってください。）

主任更新研修が受講可能な期間

主任研修の修了日から5年を超えない期間までに最初の主任更新研修を修了。

以降主任研修の修了日から5年を超えない期間ごとに受講。

（主任研修修了証明書、主任更新研修修了証明書の有効期間満了年の前々年、前年が主任更新研修対象者に該当します。）

主任介護支援専門員更新研修の対象者について

次の①から⑤までのいずれかに該当するものであって、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間がおおむね2年以内に満了する者とする。

- ①介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者
- ②地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者
- ③日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者
- ④日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー
- ⑤主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者

全般に係る事項

【過去3年間以内の主任介護支援専門員としての指導実践事例の提出が必要となります。】

※次ページの「高知県主任介護支援専門員更新研修の受講時の注意点」をご確認ください。

主任介護支援専門員更新についてのご注意

主任介護支援専門員更新研修を期間内に受講しない場合、有効期間満了日以降は主任介護支援専門員ではなくなります。再び、主任介護支援専門員として実務に就く場合は、改めて主任介護支援専門員研修の受講が必要になります。

高知県主任介護支援専門員更新研修の受講の要件

1 主任介護支援専門員更新研修要綱に示す対象者

研修対象者は、次の①から⑤までのいずれかに該当するものであって、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間がおおむね2年以内に満了する者とする。

対 象 者	注 意 点
全般に係る事項	・下記①～⑤のいずれかに該当し、過去の主任介護支援専門員としての指導実践事例の提出が可能であれば対象とする。 必要な添付書類 ・過去3年間以内の指導実践事例（様式は別途送付します。）
①介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者	・介護支援専門員の資質向上に係る研修とする。 ・職能団体の研修も該当とする。 必要な添付書類 ・依頼文等（写し） ※依頼文等（写し）を提出できない場合は、「講師・ファシリテーター等実施状況申告書」を提出すること。
②地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者	・介護支援専門員の資質向上に係る研修とする。 ・毎年度4回以上参加が望ましいが、ある年度で4回以上参加していれば可。 必要な添付書類 ・修了証明書（写し）、または研修の資料や要綱等（写し） ※修了証明書（写し）等を提出できない場合は、「研修修了状況申告書」を提出すること。
③日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者	・主任研修修了証明書、又は主任更新研修修了証明書の有効期間内に開催される学会での演題発表等が該当する。 必要な添付書類 ・発表抄録集（写し）
④日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー	必要な添付書類 ・認定証（写し）
⑤主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者	・地域包括支援センターに所属する者で、地域包括支援センターから推薦のあった者。 必要な添付書類 ・地域包括支援センターからの推薦書

お問い合わせ先

高知県子ども・福祉政策部長寿社会課 介護保険担当 TEL：088-823-9681

主任介護支援専門員研修を修了した方の主任更新研修について

◇主任介護支援専門員を継続するためには5年ごとの更新が必要になりました。

- ・更新のためには、主任介護支援専門員更新研修（以下、主任更新研修）を修了する必要があります。
- ・主任更新研修を修了した場合は、介護支援専門員更新研修を受講したものとみなされます。

◇主任介護支援専門員の更新をしない場合は、主任介護支援専門員ではなくなり、再度主任介護支援専門員として実務に就く場合は改めて主任介護支援専門員研修の受講が必要です。

主任介護支援専門員研修の修了年度

主任研修の修了日から5年間の有効期間の主任介護支援専門員研修修了証明書の交付

主任更新研修の受講（修了）期限

主任研修の有効期間満了日の前々年、又は前年内に、主任更新研修受講

主任更新研修修了した場合、主任更新研修修了証明書に新しい主任介護支援専門員の有効期間が記載されます。

従来のケアマネ更新手続きを優先する場合、ケアマネ資格更新に必要な研修を受講し専門員証の更新手続き後、主任更新研修を受講する。

- ★主任研修有効期間内に主任更新研修を受講できなかった場合、主任介護支援専門員の資格喪失となる
- ★ケアマネ専門員証の失効中は、主任資格も失効となる

主任研修を修了後、（経過措置対象者は、最初の主任更新研修を修了後、）同日以降5年を超えない期間ごとに主任更新研修を受講。
（主任介護支援専門員の有効期間の約2年前から更新対象）

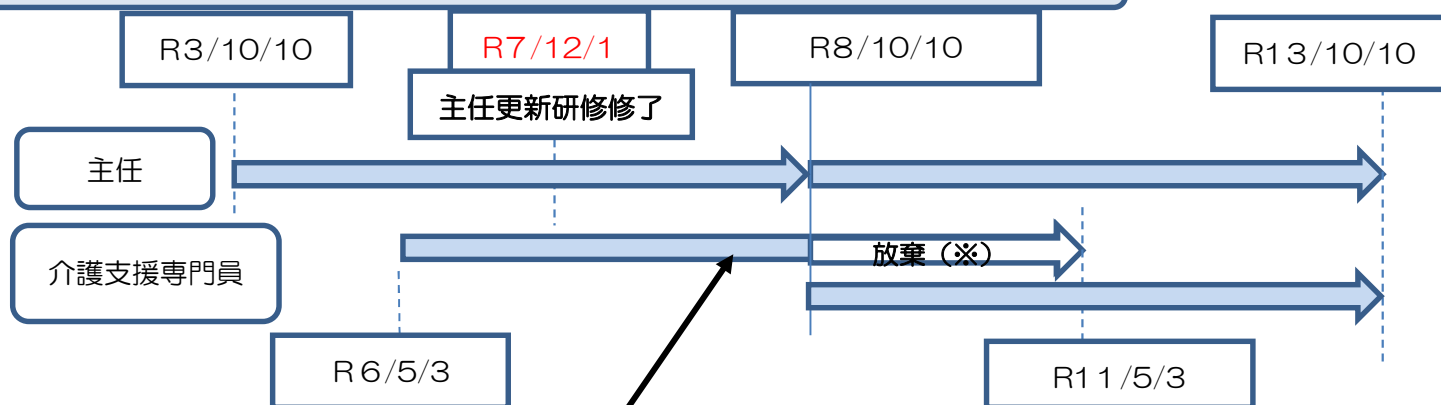
(別紙 1-1) 主任介護支援専門員更新研修を修了した者の介護支援専門員証の有効期間についての一例

主任介護支援専門員更新研修（以下「主任更新研修」という。）を修了した者の介護支援専門員証（以下「専門員証」という。）の有効期間については、主任更新研修修了証明書の有効期間に置き換えて、両方の有効期間を揃えることを原則とします。

置換交付ができる場合

(例) **R7年12月1日**に主任更新研修を修了し、R8年10月10日～R13年10月9日の有効期間の主任更新研修修了証明書の交付を受けるものが、R11年5月2日に専門員証の有効期間が満了する場合

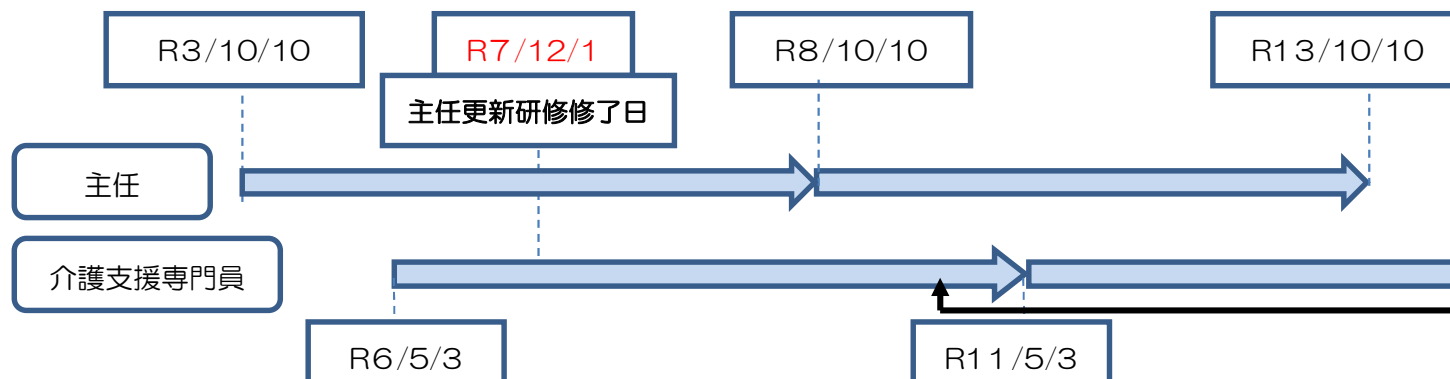
①置換交付を希望する場合（専門員証と主任更新研修修了証明書の有効期間が揃います）



※R6/5/3から5年間の有効期間のうち、R8/10/10以降分を放棄し、専門員証の有効期間を置換えます。

主任更新研修修了後、R8年7月頃(R8/10/10の90日前)から専門員証の更新手続きが可能。置換後は満了日90日前から専門員証の更新手続きが可能。

②置換交付を希望しない場合（専門員証と主任更新研修修了証明書の有効期間が揃いません。別々の期間のままです）



主任更新研修の修了後、専門員証の満了日90日前から専門員証の更新手続きが必要。
（更新手続きを忘れた場合は、介護支援専門員及び主任介護支援専門員としての業務に従事できなくなります）

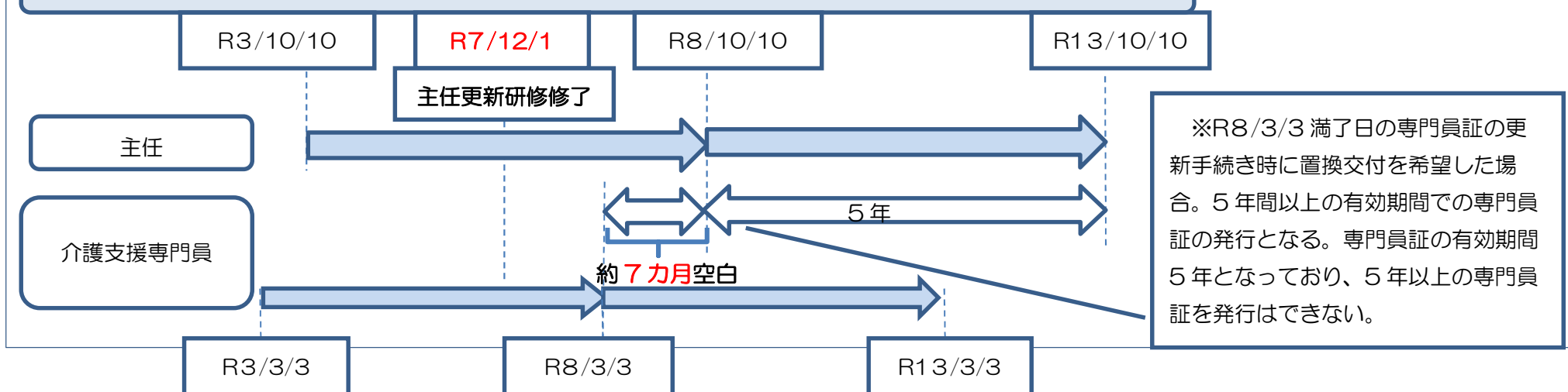
(別紙 1-2) 主任介護支援専門員更新研修を修了した者の介護支援専門員証の有効期間についての一例

置換交付ができない場合

※主任更新研修修了後の新たな主任資格の開始日より手前に専門員証の有効期間満了日が到来する場合。

(例) **R7年12月1日**に主任更新研修を修了し、R8年10月10日～R13年10月9日までの主任更新研修の修了証明書の交付を受ける
ものが、R8年3月3日に専門員証の有効期間が満了となる場合

①置換交付について（5年間以上の有効期間の専門員証の交付はできないため、下記の②の取扱いになります。）



②専門員証と主任更新研修修了証明書の有効期間が揃いません。別々の期間のままで

